

社会福祉法人 幸志会
特別養護老人ホームやわらぎの郷

給食調理業務委託事業者の選定に係るプロポーザル実施要項

2025年1月27日

給食調理業務委託事業者の選定に係るプロポーザル実施要項

社会福祉法人 幸志会
理事長 細川 和子

1. 目的

社会福祉法人の業務契約における公益性、透明性の実現が必要なことから、一般競争入札の採用が望ましいと考える。

しかし、入所者・利用者の楽しみは食事に大きなウェイトがあり、食事の提供方法や高齢者に好まれる味の工夫などは価格のみを比較する競争入札方式は馴染まないものと考え、本業務委託についてはプロポーザル方式を採用とする。

2. 業務内容

ア) 委託業務名

「社会福祉法人幸志会 給食調理業務委託」

イ) 対象施設名

〒272-0801 千葉県市川市大町 438-2

特別養護老人ホームやわらぎの郷

1. 介護老人福祉施設 68 床
2. 短期入所生活介護（予防） 8 床
3. 通所介護 定員 50 名

ウ) 業務内容 上記 1. 2. 3 の事業所における給食調理業務委託

（詳細については別紙給食調理業務委託仕様書及び入所・通所者給食調理業務取扱要領による）

エ) 契約期間 2025 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

ただし、成績が良好であり双方異議がない場合は、1 年間更新できるものとする。

オ) 遵守する事項

医療法等及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 29 年 6 月 16 日 生食発 0616 第 1 号）

3. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者

- (1) 食品衛生法第 52 条の規定による営業の許可を受けていること。

- (2) 医療法人または社会福祉法人が運営母体である施設等において給食業務に関わる実績があること。

4. 企画提案等

企画提案項目について

企画提案書の作成にあたっては、仕様書を参照し、企画提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすいものとする。

5. 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（書式は指定なし）
- ② 委託料見積書（書式は指定なし）満床ベースでの算出とし、管理費制での提案とする。
- ③ 会社概要及び担当者名（会社案内、名刺等）
- ④ 提案書提出に参加可否の確認書（用紙）

2025年2月17日（月）17時までに直接持参願います。

6. 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出されたすべての企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出されたすべての企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

7. 質問及び回答

質問がある場合には、以下の方法にて行うこと。

(1) 質問方法

必ず電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス：koushikai272@yahoo.co.jp

(2) 質問受付期限

2025年2月7日（金）17時まで

(3) 質問の回答方法

送信を希望するメールアドレスに電子メールで回答する。但し、質問の内容によってはプロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。

(4) 質問の回答日

2025年2月12日（水）17時まで

8. 審査方法

(1) 選考方法

社会福祉法人幸志会で定めた評価基準に基づき、審査委員により、企画提案書等の内容を審査し選考する。(審査の過程で、企画提案書等の内容につき質問することがある。)

9. 審査結果の通知

(1) 審査結果については、次のとおり通知する。

審査結果は、後日参加者全員に文書にて通知する。但し、各評価項目の点数等は公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け入れない。

10. 事業者選定に関わる日程

- (1) 参加事業者の公募 2025年1月27日(月)から2025年2月5日(水)17時まで
- (2) 質問受付 2025年2月7日(金)17時まで
- (3) 質問回答 2025年2月12日(火)17時まで
- (4) 必要書類の提出期限 2025年2月17日(月)17時まで
- (5) 審査結果通知 2025年2月21日(金)

11. プロポーザル結果スケジュール

- (1) 審査会 2025年2月19日(水)11時
- (2) 審査結果通知日 2025年2月17日(月)
- (3) 契約締結日 2025年3月中 ※当法人理事会終了後

12. 問合せ先

〒272-0801 千葉県市川市大町438-2

社会福祉法人 幸志会 特別養護老人ホームやわらぎの郷

担当者 中村 哲平

T E L : 047-337-6121

F A X : 047-337-2113

E mail : koushikai272@yahoo.co.jp

13. その他

提案に要する費用は、すべて各提案者の負担とする。